

レンタカー貸渡約款細則

株式会社ヨシノ自動車（以下、「当社」という）は、レンタカー貸渡約款（以下、「約款」という）第40条第1項の細則として、本細則を定めます。

借受人（貸渡契約の申込みをしようとする者を含む）及び運転者（以下各々「借受人」「運転者」という）は、本細則の内容を承諾し、これにしたがうものとします。

第1条 届出事項の変更（約款第8条関係）

- 1 借受人は、貸渡契約締結時の届出事項（運転者の氏名、運転免許の種類、借受人及び運転者の携帯電話番号等）に変更が生じた場合、すみやかに、当社に対し、当該変更を届け出ます。
- 2 借受人は、前項の届出がなく、当社が借受人及び運転者と連絡がとれない事態が生じた場合、貸渡自動車（以下、「レンタカー」という）をただちに当社に返還する義務を負います。借受人は、前記の場合、当社がレンタカーを引き上げることに予め同意します。

第2条 貸渡料金の支払方法（約款第8条第2項、第10条関係）

- 1 貸渡料金は、原則として、前納制とします。
- 2 貸渡料金の支払方法は、①現金による支払い、または、②銀行振込みのいずれかによるものとし、銀行振込みの場合、振込手数料は借受人が負担します。

第3条 借受期間の変更（延長）（約款第12条第1項、第23条関係）

- 1 借受人は、借受期間を延長しようとするときは、①予め当社に連絡し当社の承諾を受け、かつ、②延長した借受期間に対応する貸渡料金を下記期限までに前納するものとします。

（1）延長日（当初の借受期間満了日）が平日である場合、延長日当日の営業時間内

（2）延長日が土曜日、日曜日、祝祭日である場合、その前平日の営業時間内

- 2 借受人は、前項の期限までに貸渡料金を支払わない場合、レンタカーをただちに当社に返還する義務を負います。借受人は、前記の場合、当社がレンタカーを引き上げることにあらかじめ同意します。

第4条 レンタカーの点検整備（約款第13条、第16条関係）

- 1 借受人又は運転者は、毎日レンタカー使用前に日常点検整備（道路運送車両法第47条の2）を実施のうえ、冷却水、エンジンオイルの補充、タイヤの空気圧の調整等、必要な整備をするものとします。
- 2 借受人及び運転者は、貸渡期間中の定期点検整備は当社において実施することを了承し、法令で定められた期間内に、レンタカーを当社の指定する工場に入庫するものとします。

第5条 レンタカーの返還、引上げ（約款第5章）

- 1（1）借受人又は運転者は、引渡し時の状態でレンタカーを返却します。
- （2）返却時に燃料が満タンでない場合、借受人又は運転者は、当社規定の金額を支払うものとします。
- 2（1）借受人又は運転者は、レンタカー返却時にレンタカーに通常洗車で落とせない付着物、臭気等（貸渡時になかったもの）がある場合、清掃料を負担するものとします。
- （2）借受人又は運転者は、レンタカーにペットを乗車させたことによる付着物、臭気等の清掃料を負担するものとします。
- 3 借受人又は運転者は、レンタカー返却時までにレンタカーの鍵を紛失した場合、鍵の交換のために必要な一切の費用を負担します。
- 4 借受人及び運転者は、本細則に基づき当社がレンタカーを引き上げる場合、当該レンタカー内に残置された私物の取扱いは次のとおりとするすることに異議を述べません。

(1) 引上げ後3日間は当社において保管する。引上げ後3日以内に引き取りがなされない場合、当該私物の所有権が放棄されたものとみなし、当社において処分する。

(2) 前号の処分に要した費用は借受人の負担とする。

5 約款及び本細則による返還義務に反し、借受人及び運転者がレンタカーを返還しない場合、当社は直ちに法的手段をとるものとします。前記法的手段に要する費用は借受人の負担とします。

第6条 事故、盗難時の措置（約款第27条、28条関係）

1 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故（衝突事故、接触事故等）や盗難が発生したときは、直ちに警察に報告するとともに、同時に当社貸渡営業所先にも報告するものとします。

2 (1) 借受人及び運転者は、道路交通法違反（違法駐車、スピード違反等）を犯した場合、すみやかに法令上の義務を履行します。

(2) 運転者は、違法駐車により①レンタカーに確認標章（ステッカー）が取り付けられた場合、②警察から当社に連絡があった場合、すみやかに、警察に出頭します。

3 借受人及び運転者は、約款第9章（個人情報）の規定にかかわらず、当社が警察から照会を受けた場合、当社が、借受人及び運転者の個人情報の開示を含め、警察に協力することに予め同意します。

第7 保険等（約款第7章関係）

1 対物補償（損害保険）

借受人又は運転者は、レンタカー使用中の事故に対し損害保険契約による対物補償制度を適用する場合、すみやかに、当社に対し、対物免責額及び保険会社への振込手数料770円を納めるものとします。

2 車両保険

- (1) 借受人又は運転者は、レンタカーの盗難、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故による損害について、車両保険を適用することができます。ただし、盗難以外の場合で、レンタカーの所在が確認できない事故であって、かつその原因が明らかでない事故の場合は、車両保険は適用できません。
- (2) 借受人又は運転者の故意又は重大な過失によりレンタカーが破損した場合、車両保険の対象とはならず、借受人又は運転者は、すみやかに、当社に対し、修理代を納めるものとします。
- (3) ①借受人又は運転者は、レンタカーの破損に対し車両保険を適用する場合、すみやかに、当社に対し、車両免責額を納めるものとします。
- ② 借受人及び運転者は、車両保険適用に際しては、過失によらない事故（当て逃げ、飛び石等）、運転者の認識しない事故による破損の場合でも、前記車両免責額の納付が必要となることを、あらかじめ了承します。
- ③ 借受人及び運転者は、以下の場合は車両保険の適用対象外であることを、あらかじめ了承します。
- ア 以下の各号の事由によって生じた損害
- A) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- B) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故、その他の放射線照射または放射能汚染
- C) 前各号までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- D) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただ

し、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

- E) 詐欺または横領
- F) レンタカーを競技もしくは曲技のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること。
- イ 以下の各号による損傷による損害
 - A) 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電氣的故障または機械的故障
 - B) レンタカーから取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷。
 - C) 付属品のうちレンタカーに定着されていない物に生じた損傷。ただし、レンタカーの他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
 - D) タイヤに生じた損傷。ただし、レンタカーの他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難によって損傷が生じた場合を除きます。
 - E) 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損傷
 - F) レンタカーの鍵の紛失によるシリンダー交換
 - G) 運転者の過失によるエンジン・クラッチ等の損傷
 - H) スイッチ押し忘れ、積載禁止物の積載等による車両故障
 - I) 日常点検整備（冷却水の量、エンジンオイルの量、タイヤの空気圧等、道路運送車両法第47条の2）を怠ることによるエンジン損傷等
 - J) レンタカーの異常又は故障発見時に、直ちに運転を中止し当社に連絡する義務を怠ったことによる車両故障

3 ノンオペレーションチャージ制度

- (1) 借受人又は運転者は、レンタカー使用中の事故、盗難、借受人又は運転者の過失

によるレンタカーの故障、汚損等により、レンタカーの修理・清掃等の必要が生じ当社がそのレンタカーを使用できなくなる場合、すみやかに、当社に対し、その使用できない期間の営業補償（ノンオペレーションチャージ料）として当社が定める金額を納めるものとします。

（２） 借受人が、あらかじめ、ノンオペレーションチャージ制度として、上記使用できない期間に拘らず、借受人又は運転者は、当社に対し、一律の金額（自走で予定の店舗へ返却された場合：２万円 大型車：１０万円／自走で予定の店舗へ返却されなかった場合：５万円 大型車：２０万円）を納めるものとします。

（３） 前号の休車料補償料の支払いは、事前の NOC 免責補償制度の加入及び補償料金の支払いによってのみ免責補償されます。

４ ロードサービス

借受人及び運転者は、事故等によりレンタカーが自走不能になった場合、第 6 条第 1 項の当社貸渡営業所先に連絡のうえロードサービスを利用できます。ただし、規定距離を超える場合、規定外のサービス内容については有料となることを、あらかじめ了承します。

５ 借受人及び運転者は、免責額が納付された後または事前に免責補償契約に加入し免責補償料金を支払っている場合にのみ任意保険が適用されることを、あらかじめ了承します。

以上